

議案第42号

基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

ごみ収集処理手数料（町が指定するごみ容器）

（単位：円）

区分	手数料
可燃物入れ（白）大	1袋 30
可燃物入れ（白）小	1袋 20
事業系可燃物入れ（グレー）特大	1袋 120
事業系可燃物入れ（グレー）大	1袋 70
空缶入れ（ピンク）	1袋 30
空ビン入れ（オレンジ）	1袋 40
ペットボトル入れ（透明）	1袋 20
不燃物入れ（黄）	1袋 40
粗大ごみシール	1枚 500

備考 「事業系可燃物」とは、事業活動に伴って生じた一般廃棄物のうち、燃やせるごみをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

事業者の適正なごみ処理を推進するための事業系ごみ袋の作成に伴い、基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要がある。

平成29年12月12日原案 可 決